令和3年8月11日 千農委告示第 8 号

(趣旨)

第1条 町では、農業従事者の減少等により遊休農地が増加し、特に空家に付属した農地の遊休農地化が進んでいることから、定住の促進及び遊休農地の解消を目的に、空家等バンク(千代田町空家等バンク実施要綱(令和3年千代田町告示第72号)第3条第3号に規定する空家等バンクをいう。以下同じ。)に登録された空家に付属した農地等について、農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」いう。)第3条の規定に基づく農地の権利取得の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 農地 法第2条第1項に規定する農地をいう。
 - (2) 別段面積 法第3条第2項第5号の規定により、千代田町農業委員会 (以下「農業委員会」という。)が定めた面積をいう。
 - (3) 空家 町内に存する居住を目的として建築され、かつ、現に居住の用に供されていない戸建ての建物(空家となる予定の建物及び空家が立地する宅地を含む。)をいう。
 - (4) 空家に付属した農地 空家等バンクに登録された空家の所有者又はその法 定相続人が権利を有する町内にある農地のうち、空家からおおむね100メートル以内の農地とし、1筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。
 - (5) 総会 農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。
 - (6) 遊休農地 法第32条第1項各号に掲げる農地をいう。

(別段面積)

第3条 別段面積は、次に掲げる表のとおりとする。

設定区域	設定面積
空家に付属した農地	1アール

(適用条件)

- 第4条 前条に掲げる別段面積を適用するときは、空家に付属した農地を一つの区域とみなし、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。
 - (1) 1 筆ごとを単位とし、適用する時点で全て又は一部が遊休農地であること及び所有者又は法定相続人による維持管理、農作物等の栽培が行われる見込みがないこと。
 - (2) 空家及び空家に付属した農地の所有者は、同一であること。ただし、所有者が死亡し、その相続人が明らかである場合又は農業委員会が認めた場合はこの限りでない。
 - (3) 農地の権利を取得しようとする者は、投機目的の農地取得を防ぐため、権利の取得の日から起算して5年以上継続して、その農地を耕作すること。
 - (4) 空家と農地の権利の移転及び権利設定については、空家と農地を同時に取得 又は権利設定をすること。
 - (5) 譲受人が自然人であり、当該人に対し1回限りであること。 (指定)
- 第5条 空家に付属した農地として農業委員会の指定を受けようとする者は、法第 3条第1項の規定により農業委員会の許可を受けるための書類(以下「第3条許可 申請書類」という。)のほか、次に掲げる書類を農業委員会に提出しなければなら ない。
 - (1) 空家に付属した農地指定申請書(様式第1号)
 - (2) 前2号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの
- 2 前項の規定により指定の申請をしている農地の権利の取得をしようとする者は、 第3条許可申請書類のほか、次に掲げる書類を農業委員会に提出しなければなら ない。
 - (1) 取得農地を5年以上継続して耕作する旨の誓約書(様式第2号)
 - (2) 農地利用計画書(様式第3号)
 - (3) 仲介結果が確認できるもの又は売買契約書の写し等
 - (4) 遊休農地を解消した届出書(様式第4号)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認めるもの
- 3 農業委員会は、前2項の規定による書類の提出を受けた場合、総会の決定を経 て、指定及び取得を認めるものとする。

(指定の解除)

第6条 農業委員会は、空家に付属した農地の遊休農地の状態が解消したことを確認したときは、総会の決定を経て、その指定を解除するものとする。

(告示)

第7条 農業委員会は、空家に付属した農地を指定したとき又はその指定を解除したときは、総会の決定後速やかに告示するものとする。

(許可後の調査及び指導)

- 第8条 農業委員会は、この要綱に従い法第3条第1項の規定により許可した農地 の利用状況について、適宜調査を行うものとする。
- 2 農業委員会は、この要綱に従い権利を取得した農地を、適正に耕作していない と認めた場合又は今後見込まれる場合は、当該権利を有する者に指導を行うもの とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、農業委員会が別に定める。 附 則

この告示は、公布の日から施行する。